

## 中津川市立図書館の資料収集方針

### (資料収集の方針)

**第1条** 中津川市立図書館は、基本的人権である「知る自由」を社会的に保障する機関であるとともに、必要な情報を住民に提供し、自己啓発や自立に役立つ、地域コミュニティづくりに貢献していく社会教育施設であるため、図書館の資料収集に当たっては、次に掲げることを方針とする。

- (1) 市民の生涯学習や生活に役立つ図書館資料の収集のために、乳幼児から高齢者まで、幅広い市民の多様なニーズに対応できるような資料の充実を図り、地域の情報拠点としての機能を強化する。
- (2) 地域の育んできた歴史的な風土や文化、生活等に関わる資料については、積極的に収集し、所蔵するよう努める。
- (3) 学校図書室との連携を図り、学校の授業、生活等に役立つ資料を収集する。

### (資料選書の方針)

**第2条** 選書方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 多様な価値又は対立する意見のある問題については、偏ることなくそれぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
  - (2) 著者の思想的、宗教的又は党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
  - (3) 職員の個人的な関心や好みによって選択しない。
  - (4) 個人、組織又は団体からの圧力又は干渉によって、収集及び選書の自由を放棄し、又は紛糾を恐れて自己規制しない。寄附資料の受入れについても同様とする。
- 2 選書は、別に定める中津川市立図書館の資料収集及び選書のための基準（平成24年7月20日決裁）に基づいて、図書館長及び司書による選書会議によって決定する。

### 附 則

この要綱は、平成24年7月21日から施行する。